

令和 7 年度

上天草・宇城水道企業団
水道用水供給事業会計予算書

上天草・宇城水道企業団

令和 7 年 3 月 26 日 原案可決

上天草・宇城水道企業団

議長 山村保夫

令和7年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度上天草・宇城水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 受水団体 宇土市 宇城市 上天草市 天草市
2. 年間総供給水量 7,683,250 m³ (365日)
3. 1日責任供給水量 21,050 m³
4. 主要な建設改良事業 八代浄水場沈殿池・排水処理施設等造成工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道用水供給事業収益	1,376,542 千円
第1項 営業収益	1,098,705 千円
第2項 営業外費用	277,834 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出	
第1款 水道用水供給事業費用	1,260,730 千円
第1項 営業費用	1,147,278 千円
第2項 営業外費用	93,448 千円
第3項 特別損失	4 千円
第4項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入が資本的支出に対し不足する額929,761千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,189千円、過年度分損益勘定留保資金 876,572千円をもって補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	8千円
第1項	企 業 債	1千円
第2項	補 助 金	2千円
第3項	固定資産売却代金	2千円
第4項	負 担 金	1千円
第5項	補 償 金	2千円

支 出

第1款	資本的支出	929,769千円
第1項	建 設 改 良 費	590,762千円
第2項	企 業 債 償 還 金	239,007千円
第3項	投 資 有 価 証 券	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代浄水場沈殿池・排水処理施設等造成工事	令和7年度から 令和8年度まで	391,790千円
八代浄水場運転管理等業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	407,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	35,618千円
(2) 交際費	50千円

(たな卸し資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,500千円と定める。